

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 給与構造改革等交渉
交渉日時 平成18年8月28日(月) 15時10分～17時35分
交渉場所 庁舎8階 大会議室
交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長
谷口参事 寺島課長 宇野主幹 本城係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計12人

概要	要
組合側の主張	<p>給与構造改革等についての交渉及び休息时间廃止について提起を行った。</p> <p>インフルエンザ予防接種について 消防職場や幼児との接触が多い職場のこともあり、共済の助成制度だけで解決できない課題があることも認識してもらいたい。</p> <p>椅子の更新について 事務椅子更新の進捗状況はどうなっているのか。 窓口での対応用椅子、エレベーターホールの椅子についても年度内に更新すべき。</p> <p>給与構造改革について 全国を7ブロックに分けているのに、なぜ最低ラインの北海道・東北ブロックに合わせる必要があるのか。国は、全国を見て最低ラインにあわせてとしても、宇治市は、近畿ブロックで十分ではないか。 地域手当は5万人以上の市単位はなぜか。なぜブロック単位ではないのか。 論拠も知らずに国に追随しているだけではないか。 4年で1号間引く昇給経過措置をするのはなぜか。国は将来の改善の原資としているが、宇治市はなぜ実施するのか。 5%加算について、なぜ国準拠といいながら、国より悪い新3-2-1からなのか。今までの経過を残すとすれば、経過をすべて残すべきではないか。当局提起の整合性がない。 2月7日の当局提起内容の根拠について何一つ説明責任が果たしていない。したがって、労働組合としては、今後、当局提起を出発点とした交渉にはならない。 地域手当の考え方、新たな給与表の方向性、生涯賃金の考え方という基本的なところについてどのように考えるのか。実務協議に入るにしても、基本的な考え方が必要である。 地域手当については、府南部地域の状況を踏まえて実務者協議に入ることで良いか。 提起書別紙4休職期間換算表にある延伸措置を回復しない考え方には同意できない。 退職手当は、基本賃金と連動していることから、賃金ライン確定後の協議とならざるを得ない。</p> <p>休息の廃止について 国が実施したからだけではないか。 労働時間30分延長の提起になるのではないか。</p>

	<p>軽微な疲労回復時間として休息時間は必要。 市内の民間事業所で、休息なし、休憩45分の企業は何社あるのか。 民調では1日7時間45分、1週間38時間53分という結果が出ているにもかかわらず、なぜ労働時間短縮にならないのか。 労働時間の変更は賃金確定とは異なり、毎年変更するものでなく、生活サイクルを変えることになる。また、安全衛生上の問題もある中で、安易に変更できるものではない。 昼休み1時間、17時終了は民間に比べて異常なのか。 17時からの15分問題を整理したいのであれば、そのような提起をすべき。このような形ですべてを整理しようとするのは無理がある。 勤務時間が違う職場をすべてつかんでいるのか。 変則勤務も含め全職場の勤務時間をどのように変更するかの根拠がなければ話にならない。関連したものをすべて調査して提起すべき。 総務常任委員会では直ちに実施するといっているが、何を持ってそのようなことがいえるのか。 具体的に各職場での勤務時間がわからない内容では提起としての体をなしていない。再度整理してから提案してもらいたい。</p>
<p>当局の主張</p>	<p>インフルエンザ予防接種費用助成制度の創設を市職員共済組合に以下の内容で依頼する。 対象は、組合員とする。 助成額は、1人1回につき1000円。(年度内1回限り) 対象期間は、11月から翌年1月まで 次年度以降も実施</p> <p>事務椅子の更新は、予算措置を講じる方向で、破損している椅子をすべて更新する。 窓口での対応用椅子、エレベーターホールの椅子の更新については、努力していきたい。</p> <p>給与構造改革について 本年2月7日に提起した内容については、近隣他団体の状況も十分に見定めたいので検討、協議をしていきたい。</p> <p>休息の廃止について(提起) 休息時間の廃止を提起する。(別紙提起書のとおり) 実施時期は、平成19年1月1日からとする。 休息の廃止は、国が本年7月1日から実施。地方公務員についても総務省から速やかな実施を求められている。また、人事給与制度検討委員会からも、総務常任委員会からも速やかな実施を求められている。 休息時間の廃止により勤務時間の短縮することは、総務省より「勤務時間が国より短い地方公共団体は国家公務員に準じて1週間40時間に適正化するよう」求められているなかでは、難しい状況である。</p>